

平成24年度 第1回森林環境保全基金運営委員会 議事録

開催日時 平成24年7月20日(金) 10時00分～12時00分
開催場所 高知共済会館3階「藤の間」
参加者 (委員)
根小田渡委員(委員長)、堀澤栄委員(副委員長)、井上将太委員、
片岡桂子委員、林須賀委員、門田芳穂委員、山中國保委員、
時久恵子委員、川村純史委員
(高知県)
林業振興・環境部副部長 大野靖紀
林業改革課 柿部己佐夫
鳥獣対策課 チーフ 門脇義一、主任 大野幸一
(事務局：高知県林業環境政策課)
岩村課長、久保課長補佐(木の文化担当)、出口主任、吉田技師
欠席 窪田真一委員

1 林業振興・環境部副部長 挨拶

2 議事

(1) 今後の森林環境税のあり方に関する方向性について
→資料1、資料2、別冊に基づき事務局から説明

(2) 審議

(根小田委員長)

今、事務局の方から主に資料1を中心に説明をして頂いたんですが、委員の皆様どなたからでも、どこのところからでも良いんですけども、ご質問、ご意見等ございましたら。

毎回同じような質問をして申し訳ない、すぐ忘れてしまうので。

資料1の2の課題のところでの国の補助制度が、保育間伐がなくなってしまう、搬出間伐主体となるので、従来のように国の補助事業に上乗せして森林環境税を使って間伐を推進するようなやり方ができなくなるという事なんですかね。そういうふうに理解して良いんですか。

(久保補佐)

そうです。

(根小田委員長)

そういうふうに理解していいんですね。そうすると保育間伐、従来やっていた切り捨て間伐っていうんですか、そういうものについては、今後は国は補助は出さないんですよね、それには。国は出さないと。

(大野副部長)

一般的にはそういうふうに言われてますけど、実は地方から、やっぱり保育を無視して山が育成出来る訳がないじゃないかという声が、昨年国が出した予算以降、地方から湧き上がりまして、制度の運営上は、必ずしも出来ないわけではない。建前上は搬出間伐ですよと言いながらも、こういう事であれば切り捨ても可能ですよというふうに緩和されてきてますので、全く出来ないという事ではないですが、従来よりは一定制限が掛かっているというふうに理解して頂いたらと思います。

(岩村課長)

例えば、初回の間伐は良いよとか。いろいろ条件が。

(根小田委員長)

そういう場合は、従来のやり方みたいな、国の補助が出るのでそれに上乗せして森林環境税を使うやり方をやる場合があると。

(大野副部長)

例えば、今年の場合は、従来の制度を併用してますので上乗せするという形で行なっています。来年度以降は隙間の、どうしても国の補助金が当たらない部分であり、重要水源の上流域で森林整備が求められるようなものを重点に森林環境税を充ててやるとかいう事を、今後、来年度の予算に向けて皆さんのご意見をお聞きしながら検討していかなければならないと思っています。

(根小田委員長)

その場合は県が独自で補助を出すという事は有り得るんですか。

(大野副部長)

森林環境税だけだと、何もかも治山事業なんかも含めると県の予算の約1%程度ですので、とても賄いきれませんから、必要なものについては県で、という事になっていくかと思っています。

(根小田委員長)

判りました。他、いかがでしょうか。

(山中委員)

森林整備の中で、今まで間伐とか除伐とかいうような事を森林環境税の中で、あるいは県においても国においてもかなり指摘をして取り組んだという状況にはあるんですけども、まだまだ、特に森林環境税を使った整備量というのは予測に比べてなかなか難しい状況にありますよね、今までの経過から言うと。それは非常に大事な事なんですけど、補助金の申請手続きの事とか、いろいろな要因があろうかとは思いますが、今までの状況と国の制度の変更なども加味して今後、取り組める見込みの、かなり確からしい予測という量というのはどうなんでしょう。今までよりは出来ていく可能性があるのかどうかというような、なかなか難しい面もあろうかとは思いますが、それは先ほど、説明がありました通りこれだけじゃないですから、森林環境税の大半がこれに掛かってきておるという状況にありますので、このあり方については非常に大事な、シカ害の事も今まで随分、私も言ってきましたが、あると思うんですけど、整備の面でどうなんでしょう、今後。

(岩村課長)

パブリックコメント版の方にも資料が、13ページの方、ここに今回のボリュームを算定する時の資料の方を記載しておりますけども、ここに民有林の齢級構成という事で1齢級から21齢級までありますけども、ここの11年生から45年生、3齢級から9齢級のところが保育間伐の対象となる森林でございます。下の方に民有林の人工林面積の構成に基づき試算した森林環境税で実施する森林整備面積のイメージ図、図2というところがございますけども、高知県の民有林の総面積の方が470,594ha、そのうち人工林面積が298,793haという事で、その保育間伐が必要な11年生から45年生の面積が83,812haという事になっております。すいません、そのスギ・ヒノキでの11年生から45年生の面積が83,812haという事になっております。そこで、平成25年から平成29年での整備面積のほうは13,450haという事ですので、年で言いますと2,690haが年で必要となります。そこで、森林環境税で実施する面積を年1,250ha、他の事業で実施できる整備面積を1,440haという事で積算して次期のボリュームを計算しております。

(山中委員)

はい。それは判りました。判りましたが、高知県内、他県のことには知らないですけども、高知県内の私が知る範囲では民有林の個人所有面積というのが非常に、県内の面積は広いですけども、個人面積としては平均すれば非常に狭い所があるんじゃないかなというように思います。数百haを所有されている方も居ます。

しかし、比較的山の方へ行きますと、国調なんかのお話を聞いても、非常に入り組んで

狭い所でなかなか補助申請もやりにくい、高齢化もしているとかいうような事もあって、これから先の見込みとしては、計画はもちろん綺麗に立ててありますけど、これから先の見込みとしてはどうなんだろうと。現在までの見込みと実績と、これから先の見込みはどうかという、これは我々専門家じゃないので判らないですが、かなり厳しいものもあるんじゃないかなという事も考えますけども、見込みをどんなに把握されているのかという事なんです。

(岩村課長)

森林環境税で実施する面積と他の事業で実施する面積、他の事業というのは公共という事でそういった集約が出来ない事で、国の制度に乗らないという事になると保育間伐ができないという事になってきます。そういった国の制度に乗らない所を森林環境税の方で保育間伐をしていこうという事で継続が必要という整理しております。そうした小規模とか地理的条件、諸条件で国の制度に乗らない所の保育間伐をこの森林環境税を活用した事業でやっていこうという事で考えております。

(大野副部長)

補足しますと、ご指摘のように年々森林所有者の方々、お祖父さんが頑張っておられる間はお祖父さんが一生懸命見ておられると、息子さん達は必ずしも今のような木材価格ですと山にあまり興味が無いというような事で、なかなか、年々、ここ間伐しなきゃいけないよねというお話を持って行った際に、まあ木の値段もしないから放っておいてもらっていいやというふうな対応が徐々に増えている事は事実でございますけれども、パブリックコメント版4ページにも記載しておりますように、間伐の実績は森林環境税を使いましたものについては順調に進んでおりますし、森林環境税そのものを充てておりますものは全体としては小さなものでございまして、森林環境税の用途としてはこの見込みは全然問題無い数字だろうと思っておりますが、その後ろにある間伐全体の話となるとご指摘のような、年々なかなか難しくなるエリアが増えてきていると、それに対して国、県が集約化をして、より作業が合理的にできるように別の形の、ソフトの補助金を付けまして、市町村を經由して境界が判らなくなりそうな所から順番に境界確定をすれば補助金をお出ししますよ、ほとんど自己負担が要らないような形でそういう整理ができますから、今のうちにやりませんか、という事を、ここ5年前くらいから重点的に行なっております、そういう事と併せて徐々にご自分で管理をされるという形から、森林組合など、そういう事業体に頼んで向こう5年、10年を管理しながら、補助金で適正に管理をしていくというふうな方向にお話を持って行って、出来るだけ森林が健全な状態を保たれるように努力をしているところです。

(根小田委員長)

よろしいでしょうか。他にございますか。

(片岡委員)

細かい所はともかく、全体的にあまり今までやってきた事の継続で変わった感じを受けなかったんですけど。

このポイントは、例えば今まで県民の皆さんから集めた意見等を加味して、来年度以降、方向性としてちょっと変えていこうかなという所がもしあれば、ちょっとパッと見、判りにくかったんで教えて貰えればと思うんですけども。

(岩村課長)

昨年度のシンポジウムとかでは、これまでメインでやってきたものにやはり支持が多いという事、それから一期、二期と賛成の意見を頂いているという事で、これまでの薄く広い負担で皆で森林を守っていこうというメインの事業を重点に置いたという事になっております。

特に変わったという事では、国の制度が変わったという事で、ハードの面では上乘せの分ではなくて、国の補助が乗らない所の事業がハード部門ではメインになったというところが二期とは違うところになってます。

(久保補佐)

補足しますと、税の創設当時以来、森林環境の保全を進める事業と、県民参加の森づくりという二本柱でスタートしておりますので、方針は一期目、二期目ともブレておりません。

それを継続して三期目も実施していくという点では片岡委員の仰ったように変化は一見、少ないというふうに映られるかもしれませんが、先ほど岩村の方からもお話しましたように、県民のご意見は皆さん、二期目は通してですね、やはり森林整備への支援が弱いのではないかというような、そういったアンケート、今後に向けてのご意見も多かった訳ですので、そちらを中心に三期目は据えてやっていこうというのが一点とですね、あとシカ被害対策の関係で言いますと、第二期目につきましては捕獲主体でやっておりますけども、三期目については防除の方向に目を向けてやっていこうというような形で取りまとめさせて頂いております。

併せて、二期目については、環境に配慮した取り組みといった形で森林環境の保全を進めるという広い意味では当てはまるんですけども、それをシカ被害と一緒に併せて森林環境の保全の中にまとめさせて頂いたと、整理の仕方を変えたという点が違いと言えば違いという事です。

(根小田委員長)

他、いかがでしょうか。

(林委員)

森林環境税の目的、一度話していたのかもしれませんが、今回一番変わったのはやはりエネルギー問題の事だと思うんですけども。この中でバイオマスエネルギーの事に関しては、この20年、21年、22年、23年あたりを見てましても、2年間やった後で24年は特に無しというような状況になってきておりますが、この事は、高知県全体でどこかがやっている事だとは思んですけども。

高知県の中の自然林であれ人工林であれ山に関する産業が、継続的に産業として自立していけるような方向に持っていく事が必要だと思います。そのためには今までの通りバイオマスエネルギーというのは話題性はあると思っています。それが本当にどこまでできるのかは判りませんが、そういう面で一步間違ると、この方向性って手近な木を全部切ってしまうと終わりっていう事になりかねませんので、やはりバイオマスエネルギーを促進するにしても、山の環境にどういった手を加えていくのかという視点を持って進めていかないといけない問題だと思っています。

この事に関しては、今回、次期に関しても特に変化が見られないんですけども、何かこの場で、このプロジェクトの場で話になったのか、あるいは県の中で、このプロジェクト以外の部分で進められているの、そこのあたりを教えてください。

(大野副部長)

そうですね、バイオマスに関してはこういう形で、今ご指摘の通り、ちょこっと顔を出して後どうなったんだろうみたいになってますけども、昨年から当部に新エネルギー推進課というの創設しまして、品質管理をして、県費を付けてやっています。

中でも木質に関しては従来よりの木材産業課の方で国の方の加速化基金、あるいはグリーンニューディール基金という国がほぼ財源を100%充当してくれるような事業もございまして、それで施設整備の方を進めていくと。

一方、山の方のバイオマスの管理はどうするのかということに関しては、基本的にはバイオマスとして山をどうこうするというような収支勘定というか、採算がそれだけでは山から伐り出す事になりませんので、搬出間伐というような形で補助金を貰いながら出てくる中で、従来は柱だとか建築用材に使われるものだけ山から運び出しておりますけども、ご承知のように今回、固定価格買取制みたいな形で一定の値段で引き取れるようになれば今後そういったものが、その制度の中で動いてくると考えられますので、同時にそれは固定価格買取制の中ではきちっと森林整備計画を立てたり、あるいはFSCといった森林認証を受けている山の分については高価格で買いましょうと。

売電価格が単価32円になりますよとか、それ以外のものについては25円ですよとか、

建築廃材なんかは17円ですよとかいうふうに値段を分けて管理することにしてございますので、闇雲にそういう制度ができたから山を坊主にして木が出てくるというような事にはなってございません。

総括しますと、当部の他のセクションできちっとそれなりの予算を付けてバイオマス进行管理してございますので、三期目以降に森林環境税が継続されるとしても、もちろん皆さん方のご意見によって、いやこういう所が足りないんじゃないかと、それについては森林環境に関わる問題であるから使途として考えるべきではないかのご意見があれば、また検討してまいりたいと思っておりますが、今の方向付けとしては全体の金額の中で、他で措置しているという状況でございます。

(根小田委員長)

はい、他に何かございませんですか。

(川村委員)

森林環境税のこの資料については、私の方はこれで良いと思いますが、森林環境税のPRと言うかその部分について、あまり、森林環境税でこういうのものをやったというのが、今のところ木の香るまちづくりをちらっと見たくらいで、あまりそういうものが目に付かないんですけども、それをもうちょっと多くというか、PR的にやって頂くと皆さんが森林環境税でできているんだなというのが良く判るかなと思いますけども、その点についてはどうでしょうか。

(久保補佐)

広報につきましては森林環境税の、事業広報ですね、制度を含めましてですけども。かねがね、こちらにいらっしゃる井上委員の方からも同じような意見を頂いておったところでございますけども。森林環境税自体を使ってPRをしていくというのはやはり森林環境税本来の趣旨に使っていくのがまずは最重要であるということで、県の広報を中心に森林環境税の広報はさせて頂いておるといったのが実態でございます。

去る7月8日、日曜日にも「おはよう高知」の方で森林環境税の事業に関する広報をさせて頂いておりまして、内容としては木の香るまちづくり事業と、それから山の学習支援事業の取り組みを現場で取材したものを放送させて頂いたところでございますけども、それ以外にも「さんSUN高知」ですとか、テレビ、ラジオの県広報を活用させて頂いて、以前に比べますと、かなり広報の頻度としては上がってきておるといったようなふうには思っております。

ただ、リスナーですとか視聴者の方がやはり県民の方70万人くらいいらっしゃいますので、全ての方には届いてないといったところもありますので、今後もやはり県広報を頻繁に活用して広報を続けていくしかないのかなというふうには考えております。

川村委員もご承知の mamori につきましては、年2回、10万5千部発行させて頂いておりますので、森林環境税の活用事業についてのPRには一役買っているものではないかなと思っております。

(根小田委員長)

はい。その他いかがですか。よろしいですか。

(堀澤副委員長)

私からは2点ございまして。方向性について大体はこれで良いと思うんですけども。水源かん養という事で目的を絞ってやられているかと思うんですが、二期目はどっちかというところかなりCO2にも注目していたかと思うんですけども、まだ次の期もやるとしたらまた水源に注目を戻すのかどうかというのをちょっと聞きたい。

それは別に構わないって事だと思うんですが、私ちょっと別の所で、例えば内水面の方でお話を聞くと、凄く良い川のデータベースを今作っていらっしゃるようで、その情報がかなり良いので、ならばリンクして森林が整備されているんだというような情報がもし今後出来ていくんだとしたら、かなり良い資源の管理のための情報となってくるんじゃないかと思っておりますので、水源にもし、やっぱり注目をしていくのであれば是非、また検討して頂きたいというのが1点なんです。

それからもう1点目はいつも言ってるんですけども、今回はどうなっているかは判りませんが、かなり森林環境税で成功しているものの部類に木の香るまちづくりが入っているかと思っております。

私も、そこここで随分、500円のマークが見えてきて嬉しいなとは思いますが、もっといろんな所で木質化が進んでいくところは凄く良いんですけど、県内の木材加工施設というんですかね、事業というのがあまり育ってないような気がしまして、その辺りもです、是非これから続けていくのであれば、森林環境税で全て網羅するという訳ではなくて振興計画なんかとリンクするところはしてですね、そこと一緒に一体化して。

この木はどこで作って、加工してきたんですかと聞くとですね、愛知県ですとかと聞いてしまうと、まだまだ県内の産業を育てる余地があるんじゃないか、資源があるんだからと思っておりますので、そこも検討を頂ければと思います。

(根小田委員長)

はい、何かありますか。

(大野副部長)

最初の水源かん養と内水面のデータの関係については今後、勉強させて頂きます。当部も環境対策課が河川の水質管理をしてございますので、そういった事も併せて検討してい

きたいと思います。

それから加工施設の問題でございますけども、従来の本県の製材を始めとする加工業のスタイルですね、どちらかという軸組工法の高付加価値化製材が主流でございましたので、単価の安い、より工業製品に近いような木材加工品を求める時流になかなか合わないというような事もありまして、苦戦をしております。

ご承知かと思いますが、産業振興計画におきましては来年度から操業を開始します大豊町の企業で、かなり大型の製材を作って、いわゆる工業製品化ということ、量産化を進めていきますとともに、その一方で、じゃあ中小の企業をどうするのかという事については、今年から三カ年計画で、今一つこの設備があればうちでももうちょっと頑張れるのにな、というふうな思いがある所に支援をしていきたいというふうに考えて、三カ年で一定の県内の企業の製材業、加工業の皆さんからも、もう一踏ん張りして頂こうというふうな予算の措置をして対応していこうというふうに考えています。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。その他にございませんか。

(山中委員)

焦点がボケるかもしれませんが、先月、先々月くらいに三嶺とか石立とか白髪とか剣山とか登ってきました。毎年登ってますが、やはりシカ害というのはですね、ご承知のような状況でして、山頂なんかは本当はかなり前から全然草木の無いという状況になってますよね。

それで、徳島県あるいは高知県もかなり防護ネットとかいう事で、私もちょっと参加した事がありますけども、ネット張りをやっています。山にはそのネットがたくさん、物凄いたくさんまだ残って、作業を今後も続けるんだろうと思われるくらい両県の県境にはどっさりありますが。

一つの山へ登れば、この間も石立の方へ、これはかなり急な上りですが4頭くらいシカに会いましたが、これはグループでいくと割方、率が少ないくらいで、私も一人で登っていたんですが、本当にこれはまだまだと言うか、鳥獣対策課の方も以前も言われましたが捕獲率というのは非常にこれは難しい、私も実際に遊びかたがた犬を入れますけども、なかなか難しい。0.2~0.3 ですか、くらいしか捕獲率は無いですよ。それ以下だと思うんですが。若干、改良器具をというように言われてまして我々も非常にそれを期待してるんですが、当初、この委員会ではシカ害については、そういう事業は県、国がやるべきだと、これは本来そうだと思うんですけど、これくらい高知県で、あるいは隣県で被害を出されているという状況の中ではやっぱり試行的というか、先導的にシカ害について取り組まなければいけない、大変、大事な事じゃないかというような事を私、しきりに言わせて貰ったように思うんですが、そういう雰囲気は出てきたと思うんです。

しかし、広域に渡り非常に難しい状況もありますので県民のアンケートを見ても、いろんな地域、私も一箇所だけ参加をしましたが、話し合いの中でも必ずシカ害は出ます。

山へ行って、ちょっと脱線になりますけども、ある山の人、山では収穫できる作物は無いよと、ほとんどシカにやられ、イノシシにやられ、サルにやられて残っているのは梅が少し残っているというような笑い話もあるくらいに大変な状況になっているんです。

シカ害については一生懸命、担当の所も課もやられて、関係の県との調整も随分やられておるといような事で、他の取り組みも進められているというように聞いておりますが、これについては、機器の改良とか、あるいは私が一つ思うのは、今、これは直接、森林環境税を使つての事ではないんですが、旧市町村単位でハンター組を作つてやっていますが、これがすぐ近くの隣の町と一緒に連携してやったら良いじゃないかと、この間も狩猟免許の講習の時にちょっと私も書かせて貰ったんですが、やはり広域的に動きますので、だから市町村単位と言うか隣接の所へ呼び掛けて、これは猟友会を通じて呼び掛けて貰えるように指導をして頂ければ良いと思うんですけども、やっぱり連携を取つて進めるという、こういう生物については、そういうような弾力的な運用と言うか運営と言うのは非常に大事になってきますので、関係の所への働きかけという、そういう面もお願いも是非したいというように思つてます。

もう一点、話が全然変わりますけども。子供たちへの森林環境の事をですが、詳しい時久委員も来られていますけども。

子供たちを野外に連れ出すという、これは文科省が以前、少年自然の家を誘致する時に放牧をするという、子供たちを自然の中へ放牧しなければいけないよという事で、少年自然の家なんかを作ったんですが、それくらい言われる中で子供たちをいろいろな環境、状況がありますので、なかなか外へ出づらいつい面もありますけども、自然から学ぶという事は物凄いいものがあるというふうに私は思つています。

私も何十年か少年団体に関わつてきて、その2つの出会いで1つは、子供たちと自然との接触させるという事が1つ、それから友達関係を作るという、この二点が主な願いですよという事をずっと何十年も言い続けてやつて仲間ときたんですが、自然との関わりというのは非常に大事なので、さらにこの大きな意味での取り組み、これはいろんな関係機関と連携を取らないといけないんですが森林環境税を使つた中でもやられてますけども、今後さらにそういう面も強めていく事が非常に大事じゃないかなと。それから直接やれなくても関係する所への働きかけという、そういうのも是非やつて頂ければというように思つてます。

(根小田委員長)

はい、どうぞ。

(鳥獣対策課・門脇チーフ)

鳥獣対策課でございます。山中委員におかれましては、ご意見ありがとうございます。

シカの被害につきましては仰られる通りでございます、私も三嶺、石立、何度か登って現状も確認しております。

それにつきましては仰られました防護ネットで囲って希少動植物を守るという取り組みと併せまして私どもの方は、しっかりした個体数の調整、捕獲が必要という事もございまして、三嶺等につきましては特に香美市が主導しながら捕獲隊を編成しまして、ちょうど平成23年度はその事業だけで100頭近く、三嶺の山域だけで捕獲がされています。

それにつきましては香美市さんが主導しながら地域の狩猟者の皆さんに声をかけまして捕獲隊を編成して出動をして頂いているという状況ですが、そうした取り組みは三嶺に限らず西部の町村であるとか、被害の多い所で広域的に進めていく必要があるかと思えます。

それにつきましては今回、鳥獣の特別措置法が改正されまして鳥獣被害の実施隊というところに重きを置くところが随分できてきました。これはやはり今までの狩猟者の皆様にはほとんどボランティアで活動、活躍頂くというような状況がございましたが、今後は鳥獣被害対策実施隊という事で、市町村の非常勤の職員としてきちんとした位置付けをして頂いて、その中で活動をして頂いたら、きちんと報酬もお支払いさせて頂きながら、あるいは万一の事がございまして、きちんと公務災害で保証が出来る制度がありましたら、それから対処中に捕獲員という事で鳥獣被害対策の一環で狩猟税の減免の措置がございましたら、あるいは銃に関しましては射撃講習の免除などさまざまなメリットがございまして、私どもはそういう面で是非とも市町村と連携しながら鳥獣被害実施隊としてきちんと、被害の多い所に捕獲隊としてきっちり入って頂くようなそういう制度的なものを続けていきたいなど。

それともう1つ仰って頂きました広域的な市町村、隣接する市町村との連携につきましても、ちょうどこの皆様方の貴重なご賛成を頂きまして昨年度から広域的な連携捕獲に取り組んでおります。

これにつきましては県内の市町村に留まらず、愛媛県、徳島県とも連携しながらやっていく必要がございまして、ちょうど昨年度から愛媛県とも初めて連携捕獲を実施したところですが、なかなか県境とか普段、捕獲をしていない所ですから、なかなか苦労されまして、狩猟者の皆さん大変頑張って頂きましたけど、山中委員が仰られました通り、なかなか苦労がございまして。

ただ、一緒にやる事によりまして高知県、徳島県それから愛媛県等の猟友会、それから市町村を通じて一緒にこの問題を考える良い機会ができたというような声もたくさん頂いています。今後はそういう事を実際の成果に繋がられるような取り組みにしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございます。他に特に。

(時久委員)

まず、今後の方向性につきましては非常にすっきりしているので森林環境税の今後の方向性は良いんじゃないかなというふうに思っせて見せて頂いていたところでは。

すっきりしているというのは、大きく2つ主な使途について、2つという事と、その中での中身も書かれている通り、アについては2つ、イについて3つというふうな、これですよというような辺りが見易いというふうな意味では、整理をし易いかなというような事を思いました。

ただ、森林環境税のところだけで全部の山の事をやる訳ではないので、多分、県民からの見方としたら山の事業、森林の事業そのものを見て、高知県としてどうだったかみたいに見るのが多分、大勢の方でしょうから、ここだけでこれは良かったみたいな事の見方ではないかとも思うんですけど、ただ森林環境税の使途としてはこれですよというふうな事でいくのには非常にハッキリしてて良いのかなと。

逆に言えば、全体の中のこの部分というふうな事なので、この部分についてどうだったかという出口のイメージのところは今回、第二期については次、継続についてはどうですかと聞いた時に賛成と、どちらかといえば賛成という数字が、高い数字が出てますけど、このような数字が出てくるためには森林環境税でやった事に対して県民が、「あ。それをやって良かった」というふうにならないと、こういう数字に繋がらないというふうなところもあって、そのイメージを通じてというふうな事は大事だと思ったことでした。

それで、先ほど片岡委員さんが仰られていたように、二期からその次へ向けて、どこが特に印象が向くというか、特色ですかと言う時に、毎回課題が残って、今度もやっぱり同じように重要なので継続に見える部分が大変大きいですけど、やはり先ほどシカの害の事も出てましたけども、そんな事だったり、やっぱり印象付けるというのは大事なかなというふうに思いました。

それで私自身は、森林環境学習の事で、いつも意見を述べさせて頂いたりするんですけど、やっぱり子供たちがイの部分の、①の将来を担う子どもたちなどへの森林環境教育への支援という辺りは、非常に教育の関係から見れば、この事業は大変有難い。これが無かったら、多分、子供たちが山へ入り込んだり、山の関係の人と出会ったりという事が、これだけで高知県の山の学習がほとんどみたいなどころがあるんです。

それは、単に小中学校課とか高等学校課とかでやってた事業が、ここへ移ってきていると。森林環境税ができた時に移りこんできているというような事があって、この環境教育の指定校とか昔、前にあったたそういうものだったり、それから、ここの中にもある自然ふれあい体験学習という不登校の子供たちを山の方へ連れて行って、そこで体験する中で心を開いていくという良い事業があるんですけど、その辺りも教育委員会の関係事業か

らここに入ってきているというような事があるので、両方がお互いに県の中そのものなので、挟み合っていてやれているというのは大変良いと思うんですけど、ここに子供たちの山との繋がりが絶えなく入っているというふうに思ったら良いと思うのです。

それで、予算を見ると金額が大きいのです。有難いのは、金額が大きいので出来るものがあるという事です。普通、小中学校課なんかいろいろ指定校とか、補助を出したりする時には1校10万円とか、多くて1校20万円とか、それで何々指定校みたいな事で、大きな研究をする学校ぐるみの研究であっても結構20万円くらい。

それから文部科学省なんかの指定を受けたりしてもそんなに大きくない、多くて40万円くらいという事でなんですけど、この山の事業は人数割りの形で大きい学校だったら6、70万とか、結構大きいじゃないですか。そうなってくると学校がバスを借りて山まで子供を運ぶとか、それからボランティアの方をたくさんお願いしてそこで活動できるとか、山の話の聞くとか、あと川と山を繋ぐ学習をするとか、非常に質の高いものができるので、この金額が大き過ぎるようで、でも学校にとったらこれがあるので非常に充実するという事もあるので広がっていったらいいんじゃないかなと思います。学校数を見ても事業数がどンドンどンドン、毎年毎年多くなっていっているというのはそういう意味だと思うし、とても良いというふうに、だから是非これは続けていきたいというのが1つと。

もう1つは、良いんですけど、先生が山の事をあんまり教えるという中身の勉強をしないと言うか、体験が少ないものですから、指導の方にお任せしてしまって、お願いしなすみたいな事になるというのが大きいのと、それから高知県は学力とか体力とかいう大きな問題があって、そこに全力を注いでいるものから教室の外へ連れ出すというふうな事を先生が躊躇するというような事があるので、体験活動が非常に、これだけ優れているのに、非常に少ないという現実があって、その辺の一つネックがあるんです。

だから、中身は子供の山の学習総合支援事業という、これで非常に子供たちが救われているというのが1つと、ただ本当は、この山の事業をずっとやっていったら、目的としたら、山にいつも思いを寄せている子供を育てたいというのがあって、行く行くは山の仕事、仕事そのものにするという子供も育つだろうし、それから、仕事じゃなくても、物の見方がいろんな物を見る時に、山の事がどこかに自然にありながら物が見れる子供が育つ、それから県への愛着が育つというか、高知県って素晴らしいとか、高知県をなんとかしたいとか、そこまで行くのには、ちょっと金額は大きいけどイベントの毎年の積み重ねで終わってるキライがあるんです。

突き詰めて課題のところを言えば。ひょっとしたら、そこまでやりあげてくれる学校を作るのには県内で3校とか4校とか、何かずっとしりと山の関わりを思い切りやる、例えば、今やったら人数が多かったら60万くらいの補助があるんですけど、思い切って100万とか200万とかいうくらいの学校を作って、山へ思い切り関わって、それ自体が学校の特色で、そこでこういう子供が育つんだよという事例を作れんもんかなと、思ったりもしました。

四万十高校なんか環境教育で思い切りそのイメージの学校を作っている活動はしてはいますが、高校は学科があるから難しいかもしれませんが、小中学校だったら地域性もあるし、適当な規模で子供が思い切り、子供から沸き起こるように山の活動がどんどん芽生えてくるような、その流れの先が、山を自然に置いた考えがあったり、高知県の事を考えてというふうな、そういう、子供って結構良いもの持ってますから、そういう学校がいくつかあると、例えばこのアトイをくっ付けていった時に、この期の終わりの頃にこういう子供が育つと言うはっきりした物が出てくるんじゃないかと。

(根小田委員長)

他、特にございませんか。

(岩村課長)

森林環境教育の件につきましては議会の委員会でも森林環境税というのはソフト、ハード2つあるけれど、そのソフトの子供たちへの森林環境については非常に大事だというご意見も頂いております。それから、その広がりという事もお話も頂いておりますので、また二本柱でソフト、ハード、ソフトの方では森林環境教育への支援という事についても使途として今後も継続として考えていきたいと考えております。

(根小田委員長)

私も個人的には基本的方向性はこれで良いんじゃないかと思っておりますけども、ちょっと最後に質問ですけども。

パブリックコメント版の13ページですね、保育間伐で11年生から45年生が対象になると、それですけど最近、木材の生産メーカーが国産材にシフトしてますよね、大豊の方なんかもたぶん集成材か、合板ですか集成材ですかね、そういうのであそこはどうですか、最新設備ですか。国がかなり補助金を出すというふうに。そうすると、このこういう間伐の部分も原材料になるんですか、県内の。

(大野副部長)

かなりバラエティーに富んだ径級を挽くような工場をイメージしてますので、間伐材であつても必要なサイズであれば当然、材料として。

(根小田委員長)

たぶん、国がそういう最新設備で補助金を出してとなると、結局メーカーとしては稼働率を高めないかん訳です、その稼働率を高めるためには原材料がどんどんどんどん入ってこないかんという事になった時に、県内の間伐で出てくる材、あるいは主伐をやる場合もあるんでしょうけどね、そういう材に対する需要を除く、急激に増えて、後のいろんな対

策がいきますよね、例えば伐ってしまったらまた植林せないかんとか、シカの防除とかね、そういう分野の見通しっていうか、その辺は、ちょっと基本方向に関係無いですけど、どんな感じになってますか。

(大野副部長)

今年、二期目に入りました産業振興計画でその辺りの見通しを22年度統計ベースで県内の木材生産が40万4000m³という、これを大豊に大型の製材所を作って、稼働を始めます27年度には62万m³に増やす、約20万m³増やすという計画を立ててございます。

その中身としては、国が搬出間伐に力を入れてきておりますので、国の補助金を活用しながら原木の増産を推進していくことと、併せて現在、年間三百数十ha皆伐を行なっておりますが、そこを多少増やして200ha程、年間追加をして550ha程度の皆伐を組み合わせれば今申しました程度の増量は可能であるというふうに考えてございます。

それで、そのために産業振興計画に基づいて人の問題ですとか、機械、器具、それからインフラである道とかそういったものを順次整備をしていくというふうな段取りで進めています。

山については、皆伐を広げると今のような材価で再投資がなかなか難しいんじゃないかというご議論もあろうかと思っておりますので、今年度から植林に対する補助を県の方で嵩上げをいたしまして90%まで補助する仕組みとしております。

併せて、シカ害も増えてきておりますのでシカを防止するネット、こういった物を対抗措置として、これも併せて90%まで補助を嵩上げしようと。

この2ヶ月程度、部長と私が市町村を回りまして、その計画の中身について市町村のご理解とご協力をお願いしますとともに、残りの10%について、できれば森林が大半である市町村については併せて市町村も嵩上げをして頂いて、とりあえず、植える事に関しては個人の負担が無いような形でご協力願えませんかという事で、大方の市町村についてはご理解を頂いているものと思っております、そういう措置で森林整備を進め、木材の生産も増やそうというふうな考えです。

(根小田委員長)

はい、それくらいで。何かありますか。

(井上委員)

事業一覧を見させて頂いていたのと、昨年からの関わりで、やっぱりこの基金運営委員会ってというのは一つの県民の意見を反映させると言うか、それぞれの専門家がいらっしゃる訳なんですけども。

やはり去年から感じていた事で、事業数がどうしても多くて、たぶんこの一個一個の事業に対して、メインはやっぱり山の事なので、山の間伐に対しての意見は、多分時間を取

ってやってたと思うんですけど、その他の中でやっぱり事業数が多いために、なかなか議論にまでに行かずに承認とその流れを決めるという事が、この会議の、そういうプロセスだったと思うんですけど、それをもうちょっと、今回も方針の方向性の柱は凄く良いと思うんですけども、もうちょっと皆さんで揉むというか、良いものを作っていきけるような、この一覧である事業に対して、事業数をもうちょっと減らしながら意見を言い合って良いものを作っていきけるような仕組みというか、ところには出来ないのかなというのをちょっと去年感じてまして、それが出来ていけば方針は凄く良い方向だと思いますので、もうちょっと実務としてというか、事業として良いものが出来ていくのかなと思いますので、そこが何か、なんとかこう。

(久保補佐)

事業の組立としては二期目の事業、平成24年度の16事業ですか、くらいあるんですが、事務的な委員会の開催とか、木の文化賞の事務とかそういったのを入れても、今後三期目に向けてのイメージとして10前後くらいになってくるのではないかというふうに考えてまして、非常にシンプルに取りまとめたというふうには考えてますが、その事業自体につきましては引き続きエントリー方式と言いますか、森林環境税の趣旨に合致しているという事で各部局の事業課からエントリーをして頂きまして、こちらの委員会の方でご審議を頂いた上で方向に沿っておると採択されるものについては、継続するとすれば25年度の予算に計上していくといった形になりますので、その時点の委員会で事業、エントリーしている事業の内容について、まずは方向性についていろいろご意見を頂いて、その中で動かすといったような方法が一つあります。

その後についてはPDCAという事で、その事業の中間報告とかを受けて各委員さんのチェック、それから見直し等のご意見を頂きながらやっていって頂けるんじゃないかというふうに考えています。

(根小田委員長)

よろしいですか。大方の意見を伺いましたが、他、特にございませんですか。

(門田委員)

森林環境税の方向性としてはこれで異論は無いんですが、実は先日、四国森林管理局の方から当方に連絡がありまして、新店舗とかを建築する際に地元の材を積極的に使って頂きたいという事で、局長さんが来週おいでようになっているんですが。

そういうところで、地元の材の利用とかシカの事とか、いろいろ、国との連携というのはどんなふうな予定というか、計画というか、いろんな事で折角、四国森林管理局が高知にありますので、いろんな連携が可能であればした方が良いんじゃないかと思うんですが、その辺りはどうですか。

(大野副部長)

基本的には西庁と管理局は向かい合わせみたいな形でありまして、今の局長さんも気さくな方ですし、従来からいろんな事は相談し合いながらやってまいっております。

どちらかと言うとこれまでの森林管理局というのは、ある意味で言うと、国という森林所有者であって、自らの森林を管理していく団体という性格が非常に強うございましたので、そういう付き合いの仕方が多くございました。

ご承知のように、今後、一般会計で森林管理局を見るようになってまいりますので、そういった面から官民連携という事を今年辺りから非常に国の方も言うようになりまして、新たな森林・林業再生プランの中で、これまでですと民有林に関しては県、あるいは市町村というふうな形で対応するようなところを、森林管理局の方も職員を育成して一緒にやっていきたいと思いますとか、あるいは、今仰られたような木材の需要拡大といったようなところにも積極的に出てまいられるようになっていきますので、今後ますます我々と連携をして、同時に、非常にたくさんの資源を持っておられる森林所有者でもございますので、いろんな形で協力しながら進めていきたいなというふうに考えています。

(鳥獣対策課・門脇チーフ)

鳥獣対策課です。四国森林管理局との連携につきましては、私ども鳥獣対策課の方でシカの被害対策につきましても、実は四国森林管理局が四国の4県に呼び掛けたシカの対策に関する連絡会を定期的に催して頂く中に、私ども高知県も参加しながら4県一つとなってやっていくと。

それから、私どもが、四国森林管理局の局長をお訪ねする中で、政策提言の中で国有林の中は森林管理局を中心に国の方でも極力、捕獲の方を自らやって頂けないでしょうかという事を呼び掛けましたところ、実は23年度から捕獲檻の設置に取り掛かって頂きまして、頭数は少ないものの25頭、獲って頂いて、引き続き次年度は100頭を目指しながら捕獲に取り組んで頂くと。

ただ全国的に見ますと、他県では福井のような実効性の高い捕獲で300頭、400頭と獲っている管理局もございますので、そうした事も視野に入れながら国有林の中でのシカ対策を進めて頂くという面でも県は連携しながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

3 その他

(根小田委員)

はい、ありがとうございました。大体ご意見伺いましたので、今日、委員の方々のご意見を踏まえて、推進的なまとめをして頂ければと思います。一応、審議の方はこれで終わりにさせて頂きまして、後、事務局の方から、その他説明事項です。

(久保補佐)

はい。今、委員長の方からお話を頂きまして、取り敢えず、基本的には現在の形とパブリックコメントの形という事で、8月に県民の皆様のご意見を頂くという形で作業を進めさせて頂きたいと考えておりますが、特に皆様、ご異議についてはございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(久保補佐)

お手元にお配りしております資料1、資料2、それから別冊につきましてはインターネット上および福祉保健所、林業事務所などにも配布させて頂くように考えております。

それで、議題の3のその他でございますが、資料の3の1枚紙をお付けしておると思うんですけども、今後のスケジュールにつきましてご説明をさせて頂きます。

こちらの方、済と書いておりますのが、これまで6月までに渡って開催してまいりましたプロジェクトチームの開催に関わるところでございまして、色塗りを掛けておる部分でございます。

それで、あとPTに、県議会関係につきましては6月議会におきまして、同様の内容につきましてご報告をさせて頂いております。そして、基金運営委員会につきましては、本日20日にご報告をさせて頂いた上でご審議を頂いたという事になります。

8月の欄に入っていきますとパブコメ関係という事で約1ヶ月程度、パブリックコメントを先ほど申しましたように出すようにさせて頂きます。それから、上の元の基金運営委員会の方ですけども、今後のあり方についてのスケジュール設定になっておるんですが、それとは別に平成23年度の事業の審議という事で、8月下旬に各課等の実績をもう一度やらせて頂きたいと考えております。

あと9月はパブコメを受けて意見等があれば、反映させるべき項目がありましたら、改めて基金運営委員会を開催させて頂きたいと。

それを受けて10月になりますけども9月議会の方に臨んでまいりたいというふうに考えております。それから10月、11月については定例的な基金の運営委員会を想定して

おります。最終的には12月議会、三期目継続するという方向で私ども執行部を含め臨んでいくという事で、9月議会でもご承認を得た上での事になりますけども、そうになりましたら12月議会で県税条例の附則を改正するという議案を提出させて頂くこととなります。

一番下の予算・条例議案関係の予算のところですけども、例年10月の中旬に予算編成が始まりますので、最終的には12月議会で承認、議会での議決を経た上でという事にはなるんですが、スケジュール的には予算編成は並行して走りながらというスタイルになっております。

以上で、スケジュールの説明を終わります。

(その後、事務局から現地視察説明、次回の運営委員会の日程に関する連絡をし、12:00 運営委員会終了。)